

○岡山県警察少年警察活動要綱の制定について(通達)
 (平成 19 年 11 月 30 日岡少第 376 号／岡生企第 1042 号／岡刑企第 453 号／岡交企第 403 号／岡公第 101 号警察本部長例規)

改正	平成 20 年 3 月岡務第 195 号	平成 20 年 7 月第 459 号	平成 22 年 3 月岡少第 98 号・岡務第 260 号
	平成 22 年 10 月岡少第 335 号・岡刑企第 435 号・岡交指第 525 号	平成 24 年 4 月岡少第 170 号・岡刑企第 180 号・岡交企第 229 号	平成 24 年 7 月岡少第 287 号
	平成 25 年 3 月岡少第 72 号	平成 25 年 10 月岡少第 341 号	平成 26 年 5 月 19 日岡交企第 285 号
	平成 26 年 6 月 11 日岡少第 246 号	平成 27 年 3 月 5 日岡務第 201 号	平成 28 年 4 月 20 日岡少第 155 号
	平成 28 年 9 月 29 日岡少第 290 号	平成 29 年 3 月 16 日岡務第 247 号	平成 30 年 5 月 29 日岡少第 160 号、岡生企第 313 号、岡地第 225 号、岡刑企第 257 号、岡交企第 226 号、岡公第 88 号例規
	平成 31 年 4 月 9 日岡務第 329 号	令和元年 6 月 28 日岡務第 522 号	令和 2 年 2 月 3 日岡少第 36 号、岡生企第 88 号、岡刑企第 48 号、岡交企第 54 号、岡公第 19 号
	令和 2 年 4 月 27 日岡少第 157 号、岡生企第 318 号、岡刑企第 191 号、岡交企第 244 号、岡公第 96 号	令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号	令和 4 年 3 月 10 日岡務第 238 号
	令和 4 年 3 月 16 日岡務第 291 号	令和 4 年 5 月 31 日岡少第 193 号	令和 4 年 12 月 2 日岡少第 342 号
	令和 5 年 5 月 30 日岡少第 142 号	令和 5 年 7 月 12 日岡刑企第 273 号	令和 5 年 8 月 25 日岡少第 204 号
	令和 5 年 9 月 25 日岡少第 221 号		

各部長
 首席監察官
 総務調整官
 各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察少年警察活動要綱を定め、平成 19 年 12 月 10 日から施行することとしたので、適正かつ積極的な少年警察活動を推進されたい。

なお、少年警察活動推進上の留意事項について(通達)(平成 14 年 12 月 25 日岡少第 242 号、岡生企第 551 号、岡刑企第 1137 号、岡交企第 302 号、岡公第 114 号例規)は、平

成 19 年 12 月 9 日の終了をもって廃止する。

別添

岡山県警察少年警察活動要綱

第 1 基本的事項

1 趣旨

この要綱は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動(以下「少年警察活動」という。)に関し、その手続及び留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動の根拠法令

少年警察活動に関しては、警察法(昭和 29 年法律第 162 号)、警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)、少年法(昭和 23 年法律第 168 号)、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)、犯罪捜査規範(昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「規範」という。)、少年警察活動規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「活動規則」という。)、少年法第 6 条の 2 第 3 項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成 19 年国家公安委員会規則第 23 号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。)、岡山県青少年健全育成条例(昭和 52 年岡山県条例第 29 号)その他の法令によるほか、この要綱の定めるところによる。

3 少年警察活動の基本

少年警察活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とする(活動規則第 3 条)。

(1) 健全育成の精神

少年警察活動の目的である少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、少年の規範意識の向上及び立直りに資するよう次に掲げる事項に配慮するものとする(活動規則第 3 条第 1 号)。

ア 規範意識の向上については、少年の非行の防止に不可欠な要素であることを理解すること。

イ 立直りについては、非行少年及び不良行為少年が立ち直ることのみならず、被害少年がその精神的打撃から立ち直ることを理解し、少年が立ち直ってこそ少年の健全な育成という最大の目的が達成されることに留意すること。

ウ 少年警察活動に携わる者は、少年の健全な育成を期するため、常に人格の向上と識見の涵養に努め、少年、保護者その他の関係者の信頼を得ることができるよう努めること。

(2) 少年の特性の理解

少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たるものとし(活動規則第 3 条第 2 号)、少年が心身共に成長期にあって環境の影響を受けやすいこと、可

塑性(少年が非行から立ち直る可能性を意味する。)に富むこと等を理解するものとする。

(3) 処遇の個別化

少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようにするものとし(活動規則第3条第3号)、個別の少年の特性に応じて最善の処遇を講ずるとともに、その前提として、少年自身とその環境を深く洞察し、問題点を把握するものとする。

(4) 秘密の保持

秘密の保持について、次に掲げる事項に配慮するものとする(活動規則第3条第4号)。

ア 少年その他の関係者のプライバシーに配慮すること。

イ 非行少年に係る事件の捜査又は調査(以下「捜査・調査」という。)、不良行為少年の補導、少年相談等により知り得た秘密を漏らさないこと。

ウ 少年の立直りを期するため、少年その他の関係者に秘密の保持について不安を抱かせないこと。

(5) 国際的動向への配慮

少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮するものとする(活動規則第3条第5号)。国際的動向については、児童の権利条約の採択、児童の商業的性的搾取に反対する世界会議の開催等の児童の商業的性的搾取に関する取組が世界的に行われていることが挙げられ、これらの動向を踏まえた上で、日本人が国外において敢行する児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の積極的な取締り及び児童の性的搾取等の防止のための情報発信を強力に推進するものとする。

第2 少年警察の体制等

1 少年警察部門

少年警察部門は、少年警察活動を所掌する部門であって(活動規則第4条第1項)、生活安全部少年課(以下「少年課」という。)、生活安全部人身安全対策課及び生活安全部生活安全捜査課並びに警察署の生活安全課(生活安全刑事課を含む。以下同じ。)において少年警察活動を所掌する係(以下「少年担当係」という。)をいう。

2 少年補導職員

(1) 少年補導職員は、特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、その活動に必要な知識及び技能を有する警察職員(警察官を除く。)であって、少年育成官及び少年相談専門員をいう(活動規則第2条第13号)。

(2) 少年補導職員のうち、低年齢少年に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教養訓練を受け、専門的知識を有する者として警察本部長(以下「本部長」とい

う。)が指定したものは、上司である警察官の命を受け、触法少年に係る事件(以下「触法少年事件」という。)の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等について調査(以下「触法調査」という。)を行うものとする(警察職員の職務等に関する規則第1条)。

(3) (2)に規定する少年補導職員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯少年に係る事件(以下「ぐ犯少年事件」という。)の事実、原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等について調査(以下「ぐ犯調査」という。)を行うものとする(活動規則第28条)。

なお、特定少年(18歳、19歳の者をいう。以下同じ。)に該当する少年は、ぐ犯少年には該当しないことに留意すること(活動規則第2条第5号)。

(4) 少年補導職員の運用等については、岡山県警察少年育成官運用要領の制定について(通達)(令和2年2月3日岡少第35号、岡子女第23号、岡務第79号、岡県庁第26号例規)及び少年相談専門員の配置及び事務取扱要領の制定について(昭和63年2月9日岡少第58号例規)の定めるところによるものとする。

3 少年サポートセンター

生活安全部少年課少年サポートセンター(以下「少年サポートセンター」という。)は、少年補導職員等を配置し、専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動について中心的な役割を果たすため、少年課に附置して設置された組織であって(活動規則第2条第14号)、その運営等については、岡山県警察少年サポートセンター運営要綱の制定について(通達)(令和2年4月27日岡少第156号、岡子女第113号、岡県庁第146号例規)の定めるところによるものとする。

4 本部長及び警察署長の職務等

(1) 本部長及び警察署長(以下「署長」という。)は、次に掲げる職務を行うものとする(活動規則第4条)。

ア 少年警察活動の重要性等を認識し、その積極的な推進と適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たること。

イ 少年警察部門に属する警察官及び少年補導職員の合理的配置、指導教養の徹底、装備資機材・施設の整備等体制の確立に努めるとともに、少年警察部門とその他の警察部門との緊密な連絡を保たせること。

(2) 署長(警察本部の職員が少年警察活動を行う場合にあつては、当該職員の属する所属の長。以下「警察署長等」という。)は、当該所属の警察職員が行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、次に掲げる事項について自ら判断し、決定するものとする。ただし、本部長が直接指揮すべき事件又は事項(以下「本部長指揮事件」という。)として、岡山県警察犯罪事件指揮要綱(平成元年岡山県警察訓令第33号)に定めがあるものを除く。

ア 捜査主任官又は調査主任官を指名すること。

イ 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはぐ
犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接(捜査・調査の対象と
なっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。)の可否及び方法を決
定すること。

ウ 強制措置及びその解除の可否を決定すること。

エ 関係機関への送致(送付を含む。以下同じ。)又は通告(以下「送致等」とい
う。)その他の措置を決定すること。

オ 関係機関への送致等に際して付すべき処遇意見を決定すること。

カ 継続補導の可否を決定すること。

キ 被害少年の継続的な支援の可否を決定すること。

ク その他署長等が特に必要と認めること。

5 少年事件捜査指導官の職務

生活安全部少年事件捜査指導官は、少年警察活動に従事する警察職員に対し、次に
掲げる職務を行うものとする。

(1) 犯罪少年に係る事件(以下「犯罪少年事件」という。)のうち要指導事件(公判又
は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。(2)において同
じ。)であるもの及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であ
ると認められるものであって、少年警察部門に属する警察官が捜査・調査を行う事
件について、非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任
官、調査主任官その他の少年警察活動に従事する警察官に対する公判又は少年審判
における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査・調査の遂行
のため必要な指導

(2) 犯罪少年事件のうち要指導事件であるもの、本部長が指揮する事件及び触法少年
事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、
少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査・調査を行う事件について、当該事
件の捜査・調査を行う部門に属する各級幹部と密接な連絡を取り、当該幹部により
(1)に規定するものと同様の指導が的確に行われるようにすることの助言

(3) 少年事件選別主任者に対する少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査・調
査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養

(4) その他少年の特性に配慮した非行少年に係る事件の捜査・調査の適正を図るため
必要な指導・助言

6 その他の総則的事項

(1) 関係機関、ボランティア等との連携

少年警察活動は、学校、家庭裁判所、児童相談所その他の少年の健全な育成に関
係する業務を行う機関又は少年の健全な育成のための活動を行うボランティア若し
しくは団体との連携と適切な役割分担の下に行うものとし(活動規則第5条)、これら

関係機関等との連携に際しては、警察から協力を求めるほか、相手方が主体となって実施する活動にも積極的に協力すること。

なお、「その他の少年の健全な育成に係る業務を行う機関」については、県知事部局における少年の健全な育成に係る部署、県市町村教育委員会、県精神保健福祉センター、検察庁等を、「少年の健全な育成のための活動を行うボランティア又は団体」については、少年警察協助力等の少年警察ボランティア及びその団体、市町村(青少年育成(補導)センターを含む。)が委嘱している少年補導委員、PTA等をいう。

(2) 非行少年等の早期発見

非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる少年については、街頭補導等を適切に実施するなどの方法により、その早期発見に努めるものとし(活動規則第6条)、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年若しくは児童虐待を受けたと思われる児童を発見した警察職員は、署長等に次の事項を報告すること。この場合において、警察本部の少年警察部門以外の所属長が報告を受けたときは、当該報告に係る次に掲げる事項を事案概要に応じた警察本部の少年警察部門の所属長に速やかに連絡すること。

- (ア) 少年の氏名、年齢及び住居
- (イ) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
- (ウ) 保護者の氏名、住居、職業及び少年との続柄
- (エ) 事案を発見した経緯及び事案の概要
- (オ) 発見者の執った措置
- (カ) その他必要と認められる事項

イ 不良行為少年又は被害少年について、事案の概要等から総合的に判断し、必要があると認められる場合は、アに規定する報告を行うように努めること。

第3 一般的活動

1 街頭補導

街頭補導は、自らの身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うとともに、関係機関、ボランティア等との連携に配慮するものとし(活動規則第7条)、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 街頭補導は、道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所を重点とし、曜日、時間帯等に配慮して行うものとする。

なお、「その他の公共の場所」については、公園、広場等の不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りする場所を、「その他の多数の客の来集する施設」については、興行場、デパート等の不特定多数の客の来集を予定した施設を、「その他の

少年の非行が行われやすい場所」については、性風俗関連特殊営業の営業所や女子高生に扮するなどしてサービスを提供するいわゆる「JKビジネス」の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、インターネットカフェ、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい場所等をいう。

- (2) 街頭補導に際しては、必要に応じて警察手帳その他身分を証明するものを少年に提示するとともに、相手方の権利を不当に害することがないように配慮し、少年の信頼を得て事後の助言又は指導を円滑に行うように努めるなど、街頭補導の適正を確保すること。
- (3) 公共の場所以外の場所で街頭補導を行う場合は、法令等により当該場所に対する立入調査が認められているときを除き、当該場所の管理者又はこれに準ずる者の同意を得ること。
- (4) 少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合は、周囲の環境等を考慮して、人目に付かない場所、方法等を選定するほか、保護者への連絡等のため長時間を要する場合は、少年サポートセンター、交番等の警察施設へ同行を求めるなど、少年の人権への配慮に努めること。
- (5) 関係機関、ボランティア等との連携に際しては、参加者の効率的な組合せに配慮して班編成を行うなど、効果的な実施要領を策定するよう努めること。

2 少年相談

少年又は保護者その他の関係者から少年相談を受けたときは、懇切を旨として、その内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとし（活動規則第8条第1項）、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 少年相談は、原則として少年警察部門において取り扱うものとし、少年警察部門以外の部門に属する警察職員が少年相談を受けた場合は、少年警察部門に属する警察官又は少年育成官（以下「少年担当職員」という。）に引き継ぐこと。ただし、当該相談を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、署長等に報告するとともに、少年担当職員に連絡した上、自ら当該相談を処理することができるものとする。
- (2) (1)の規定により少年相談を引き継ぐ場合は、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明すること。
- (3) 少年相談を受理した場合は、岡山県警察安全相談事務取扱要領の制定について（通達）（平成14年11月25日岡山県第69号例規）に定める相談受理票を作成して、受理及び処理の状況を明らかにするとともに、当該相談受理票を警察本部にあっては少年サポートセンターに、警察署にあっては生活安全課に、それぞれ確実に引き継ぐこと。

- (4) 少年相談は、原則として少年サポートセンター又は警察署の相談室において聴取すること。ただし、必要がある場合は、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所において相談を聴取することができる。
- (5) 相談を聴取した結果、当該相談が少年相談でないことが明らかになった場合は、当該相談の内容に応じて少年警察部門以外の部門又は関係機関に引き継ぐなど、相談者の立場に立って適切に対応及び措置をとること。

3 継続補導

- (1) 少年相談に係る少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合は、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする(以下「継続補導」という。)(活動規則第8条第2項)。

- (2) 継続補導は、(1)に規定する少年相談に係る少年のほか、原則として次に掲げる少年を対象とするものとする。

ア 触法少年であって少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は要保護児童(児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者をいう。以下同じ。)のいずれにも該当しないもの

イ 低年齢少年たるぐ犯少年であって要保護児童に該当しないもの

ウ 不良行為少年

- (3) 継続補導は、少年に対する助言、指導、カウンセリング等を通じて行うものであり、専門的な知識及び技能を必要とし、継続的に実施することを要する活動であることから、原則として少年サポートセンターに配置された少年担当職員が実施するものとする(活動規則第8条第3項)。この場合において、署長は、警察署において取り扱った少年相談に係る少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、少年課長に引き継ぐものとする。

- (4) 署長は、少年サポートセンター及び警察署において取り扱った少年相談に係る少年の継続補導を行う場合で、継続補導の対象となる少年の居住地が少年サポートセンターから遠く離れているとき、警察署に相当であると認められる少年育成官が配置されているとき等のやむを得ない理由等があるときは、少年サポートセンターの指導の下、少年担当職員に継続補導を実施させることができるものとする。

- (5) (4)の場合において、署長は、少年サポートセンターに対し、継続補導の経過に係る一般的な報告を行い、少年サポートセンターから専門的な事項について指導を受ける等の連携を保つものとし、少年課長は、やむを得ない理由等があるときには、継続補導を実施する必要があると認められる少年の居住地を管轄する警察署の署長に事案を引き継ぐものとする。ただし、必要がある場合は、居住地を管轄する警察署以外の警察署の署長に引き継ぐことができる。

- (6) 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得て学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする(活動規則第8条第4項)。この場合において、少年のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。
- (7) 特定少年に対して継続補導を実施する場合は、本人の同意を得るものとする(活動規則第8条第5項)。
- (8) 継続補導を実施する際には、その経過を別に定める様式を用いて明らかにするものとする。

4 少年の規範意識の向上等に資する活動

広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動その他の少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵養に資するための体験活動については、学校その他の関係機関等が実施する少年の健全な育成のための活動との適切な役割分担の下、少年警察活動に関する知見、警察職員的能力その他警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする(活動規則第9条)。

5 情報発信

少年の健全な育成に関する県民の理解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする(活動規則第10条)。

なお、情報発信に際しては、学校警察連絡協議会をはじめとする関係機関と開催する協議会の場を活用して具体的な意見交換を行い、又は学校等の関係機関において開催する講習会等に積極的に協力し、警察における取組状況を説明するなど、少年警察活動に関する専門的な知識、技能、情報等が関係機関等における少年の健全育成に向けた各種の活動に効果的に反映されるよう配慮すること。

6 有害環境の影響の排除に係る関係機関への連絡等

- (1) 本部長及び署長は、少年が容易に見ることができるような状態で性的好奇心をそそる写真、DVD等の電磁的記録媒体その他の物品が販売されているなど、少年の心身に有害な影響を与える環境(以下「有害環境」という。)があると認めるときは、関係する行政機関に対し、その旨を連絡するものとする(活動規則第11条前段)。
- (2) 本部長及び署長は、青少年の健全育成等を目的として民間団体が行う広報啓発活動、酒類販売業者による顧客の年齢確認その他の有害環境を排除するため自主的に行われる民間の公益活動に関し、その求めに応じ、必要な配慮を行うものとする(活動規則第11条後段)。ただし、押し付けや相手方の意思に反して行うことのないよう留意するものとする。

7 基礎資料の整備活用

少年警察活動については、情報発信の前提として、また、少年の非行の防止と保護を図るための施策に資するため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めるものとする。

第4 非行少年全般についての活動

1 捜査及び調査を行う部門

- (1) 犯罪少年事件の捜査並びに触法調査及びぐ犯調査については、少年の特性に配慮しつつ個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことにかんがみ、本部長又は署長は、少年警察部門に属する警察官に担当させるものとする(活動規則第12条第1項)。
- (2) (1)の規定にかかわらず、少年事件取扱い基準について(昭和46年8月10日岡防第893号、岡捜一第780号、岡捜二第412号、岡備第479号、岡交指第322号例規)に定める事件については、少年警察部門以外の警察官が、捜査・調査を行うものとする。
- (3) (2)の場合において、本部長又は署長は、少年事件選別主任者に対し、少年の特性に配慮した捜査・調査が行われるよう、捜査・調査の経過について常に把握させるとともに、必要があると認めるときは、少年に対する面接を少年警察部門に属する警察官に行わせることについても配慮するほか、少年の特性に配慮した捜査・調査の実施のために必要な指導教養又は助言、少年の面接又は質問の用に供するための適切な場所の提供等必要な支援を行うものとする(活動規則第12条第2項)。

2 非行少年についての活動

- (1) 非行少年に係る事件又は非行少年の関係機関への送致等は、捜査・調査が終了した後、速やかに行うものとする。
- (2) 送致等をされた非行少年については、当該少年に係る事件の捜査・調査のほか、当該機関における措置にゆだねられることとなることを前提とした上で、個別の事件によっては、他機関における措置に委ねるまでにいくらかの時間的間隙が生じる場合があり、その間、当該少年について何らの措置も執らない場合には、当該少年が極めて不安定な立場に置かれるなど、当該少年の適切な処遇を妨げるおそれがあることから、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする(活動規則第13条第1項)。
- (3) 非行少年が現に在籍する学校への連絡については、学校警察連携制度運用要領の制定について(通達)(平成28年4月20日岡少第146号、岡務第330号、岡生企第328号、岡地第182号、岡刑企第223号、岡交企第205号、岡指第240号、岡公第86号例規)の定めるところによるものとする。

3 捜査・調査に関する一般的留意事項

- (1) 年齢の確認

刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、非行少年に係る事件の捜査・調査に当たっては、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

なお、少年法及び活動規則における少年の定義は、20歳に満たない者をいうとされている(少年法第2条第1項、活動規則第2条第1号)が、特定少年については、保護事件等の特例が定められていることに留意すること。

(2) 迅速かつ的確な対応

少年の健全な育成を阻害しないようにするとともに、被害者支援を適切に行うため、少年事件の迅速的確な捜査の推進について(通達)(平成14年11月15日岡少第214号、岡生企第471号、岡刑企第1108号、岡捜一第420号例規)の定めるところにより、迅速かつ的確な捜査・調査に努めるものとする。

(3) 関係機関との連絡

ア 犯罪少年事件の捜査を行うに当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない(規範第206条)。

この場合、本部長又は署長の指揮の下に行うものとする(規範第24条、第202条)。

イ 触法調査又はぐ犯調査を行うに当たっては、必要に応じて、調査における少年の状態等所要の事項を連絡するなど、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ進めなければならない(活動規則第13条第2項)。

(4) 捜査又は調査を行う上での留意事項

非行少年に係る事件の捜査・調査を行うに当たっては、少年の健全な育成に資するため非行等の事実の存否及びその内容の解明が前提となることを十分認識し、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 関係機関への送致等の措置の決定に当たっては、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立直りに資するために必要な限度にとどめることとし、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。

イ 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めるとともに、先入観にとらわれたり、推測にわたったりすることなく、正確な資料を収集すること。

(5) 新聞発表等の際の留意事項

ア 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞その他の報道機関(以下「報道機関」という。)に発表を行うときは、本部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。

イ 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を報道機関等に発表してはならず(規範第209条)、当該少年の写真を提供してはならない。

ウ 触法少年事件については、その性質上、報道機関等への発表は、特に慎重に判断するものとし、発表する場合においては、イの規定を準用すること。

エ 特定少年のとき犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの(略式命令の請求がされたものを除く。)については、この限りでない(規範第 209 条ただし書)。

なお、少年法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 47 号)の国会審議に際し、衆議院及び参議院の法務委員会において、「特定少年のときに犯した罪についての事件広報に当たっては、(中略)いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならない」旨の附帯決議が付されていることから、その趣旨を踏まえた対応に努めること。

4 送致等

(1) 措置の選別及び処遇意見の決定

ア 署長等は、非行少年について、関係機関への送致等の措置を執るべきか、犯罪少年事件の送致を通常の送致又は簡易送致(規範第 214 条の規定による少年事件簡易送致手続をいう。以下同じ。)のいずれによるべきか、送致等の措置を執る場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

イ 非行少年に係る事件について、送致等(簡易送致を除く。)の措置をとる場合は、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

ウ 措置の選別及び処遇意見の決定に当たっては、おおむね次に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、(ウ)に規定する事項については、捜査・調査の結果から客観的に判断するものとする。

(ア) 事案の態様

(イ) 非行の原因及び動機

(ウ) 再非行のおそれ

(エ) 保護者の実情、当該少年の非行の防止及び立直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関、団体意見及び少年警察ボランティアの意見

エ 通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況、環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

(2) 少年事件選別主任者の運用等

本部長又は署長は、少年警察部門の幹部のうちから少年事件選別主任者を指定し、措置の選別及び処遇意見の決定をしようとするとき及び非行少年であると疑うに足りる相当の理由のある者又は重要な参考人の呼出し、令状の請求、事件の送致等その他の本部長の指揮を受けることとされている事項について指揮するときは、少年事件選別主任者の意見を聴くものとし、その運用等については、少年事件選別主任

者制度の運用について(通達)(平成12年10月4日岡少第335号、岡刑企第362号、岡交指第395号例規)の定めるところによるものとする。

なお、交通法令違反、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。)に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められる場合に限るものとする。

(3) 送致等に関するその他の留意事項

非行少年の関係機関への送致等に当たっては、必要に応じ、少年及びその保護者又はこれに代わるべき者(以下「保護者等」という。)に対して、送致等の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致等をする少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執られるよう、送致等先の機関に対してその旨を連絡するものとする。

5 記録の作成

(1) 少年事件処理簿

少年警察部門には、触法少年及びぐ犯少年の適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年事件処理簿(様式第1号)を備え、調査の指揮及び事件の送致等その他の事件の処理の経過を触法少年又はぐ犯少年ごとに記載して明らかにしておかなければならない(活動規則第17条第2項及び第30条第3項)。

なお、犯罪少年については、事件を送致し、又は送付したときは、犯罪事件処理簿を作成しなければならない(規範第201条)。

(2) 少年カード

ア 送致等の措置又は警察における補導の措置をとった非行少年(交通法令違反又は自動車運転死傷処罰法に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に係る非行少年を除く。)について、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード(様式第2号)を作成し、当該少年の居住地を管轄する警察署において、次に掲げる要領により保存するものとする。

(ア) 年次別の作成番号を付して編冊保管するものとし、当該少年が死亡し、又は20歳に達したときは、削除すること。

(イ) 少年カードの記載事項に変更が生じたとき、処分結果が判明したとき又は補導若しくは必要な事後措置をとった場合は、それぞれ該当欄に必要事項を記載すること。

イ 署長は、少年カードに係る非行少年の住居(送致等の措置をとった後に移転した場合を含む。)が他の警察署の管轄区域内である場合は、少年カードの原本を当該警察署の署長に送付し、必要に応じ、その写しを保存するものとする。この場合

において、当該非行少年の居住地が他の都道府県(方面)警察の管轄区域内であるときは、少年課を通じて速やかに当該都道府県(方面)警察本部に送付するものとする。

ウ 少年課長は、他の都道府県(方面)警察本部から、前項の規定による少年カードの送付を受けたときは、当該少年の居住地を管轄する警察署にその少年カードを回付するものとする。

6 非行少年に係る継続補導

(1) 第3の3(2)ア又はイの要件に該当するものについては、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合は、保護者の同意を得た上で、第3の3に規定する事項に留意して継続補導を実施するものとする(活動規則第13条第3項において準用する活動規則第8条第2項から第4項まで)。

(2) 犯罪少年及び14歳以上のぐ犯少年については、警察において必要な捜査・調査を行い関係機関に送致等をされた後は、当該機関における措置に委ねられることとなるため、継続補導の対象としないものとする。ただし、継続的な立ち直り支援を行う必要がある少年として別途通達するものについては、この限りでない。

なお、捜査・調査と並行して、本人又はその保護者への助言や学校等への連絡等の必要な措置を執ることができる(活動規則第13条第1項)。

第5 犯罪少年事件の捜査

1 犯罪少年事件の捜査の基本

犯罪少年事件の捜査については、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない(規範第203条)。

(2) 少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、言動に注意するなど、温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めなければならない(規範第204条)。

2 明らかにすべき事項

犯罪少年事件の捜査に当たっては、少年の健全な育成のためには非行等の事実の存否及びその内容の解明が前提となることをよく認識し、事案の存否、態様、原因及び動機のほか、当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、家庭、学校又は職場の状況、交友関係及び住居地の環境、少年の非行の防止や立直りに協力することができるボランティアの有無等について調査しておかななければならない(規範第205条)。

3 呼出し

(1) 基本的な留意事項

捜査のため、少年の被疑者、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 電話、呼出状(規範別記様式第7号に規定する呼出状をいう。)の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年の被疑者又は重要な参考人の呼出しについては本部長又は署長に報告し、その指揮を受けなければならない(規範第102条第1項)。

イ 少年の被疑者を呼び出すときは、原則として当該少年の保護者等に連絡することとし(規範第207条)、特定少年の被疑者を呼び出すときも同様とする。ただし、連絡することにより、保護者等と当該少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、就業先を解雇されるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

ウ 呼出しに当たっては、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、次に掲げる事項に配慮し、少年が無用な不安を抱かないように配慮すること。

(ア) 夜間に呼び出すことは、やむを得ない場合を除き、避けること。

(イ) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り、避けること。

(ウ) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り、避けること。

(エ) 制服を着用した警察官が呼出しに行くなど、当該少年が警察から呼び出されたことが周囲の者に容易に分かるようなことは、やむを得ない場合を除き、避けること。

(オ) 少年の被疑者を警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭へ出向き、又は警察施設以外の適当な場所に呼び出すことに配慮すること。

(カ) 呼出しは、保護者の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

エ 少年の被疑者の保護者等を呼び出す場合は、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮すること。

オ 少年の被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿(規範別記様式第8号に規定する呼出簿をいう。)に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(2) 少年である参考人の呼出上の配慮事項

被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、(1)に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど、少年の心情に配慮すること。

4 取調べ

(1) 基本的な留意事項

少年の被疑者の取調べを行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする(規範第 204 条)。

ア 取調べは、人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある所を避け、少年が落ち着いて話すことができるよう、少年補導室等の適当な所において行うこと。

イ 取調べに当たっては、できる限り、少年の授業中、就業中又は夜間の遅い時間帯を避けるとともに、長時間にわたらないようにすること。

ウ 取調べに当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じ、ふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。

エ 取調べに当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努めるなど、少年の内省を促し、その立直りに資するように努めること。

オ 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

(2) 立会い等

ア 少年の被疑者の取調べを行うに当たっては、原則として保護者等に連絡するものとし、特定少年の被疑者の取調べを行うときも同様する。ただし、連絡することにより、保護者等と当該少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるとき等連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない(規範第 207 条)。

イ 少年の被疑者の取調べを行うに当たっては、当該少年に無用の緊張を与えることを避け、事件の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するため、やむを得ない場合を除き、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。この場合において、少年の保護又は監護の観点から適切と認められるかどうかについては、当該立会いをさせようとする保護者等と少年との関係、保護又は監護の能力、少年に与える影響等を勘案した上で、個別の事案に即して判断するものとする。

(3) 参考人の面接

被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど、少年の心情に配慮するものとする。

5 強制措置の制限

(1) 少年の被疑者については、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする(規範第 208 条)。

(2) 逮捕、留置その他の強制の措置を決定し、又はこれらの強制の措置を執行する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。

イ 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配意し、当該少年の心情を傷つけることのないようにすること。

ウ 留置する場合には、法第 49 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、20 歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、少年法第 20 条第 1 項又は第 62 条第 1 項の規定に基づく検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って、同法第 49 条第 1 項及び第 3 項の規定が適用されないことに留意すること(同法第 67 条第 2 項)。

エ 少年を留置したときは、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として、速やかにその保護者等に連絡すること。

6 指紋の採取等

少年の被疑者についての指紋及び掌紋の採取又は写真の撮影は、身体の拘束を受けていない少年については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、本人(16 歳未満の少年である場合は保護者)の承諾を得たときに限り行うものとし、少年事件選別主任者の意見を聴いた上、任意性の確保とともに、少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配意して行うものとし、特定少年の被疑者についても同様とする。

なお、その要領等については、少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について(通達)(平成 13 年 2 月 22 日岡少第 54 号、岡生企第 53 号、岡刑企第 35 号、岡鑑第 50 号、岡交指第 49 号、岡公第 12 号例規)及び不拘束被疑者の指紋等資料の採取について(通達)(平成 13 年 12 月 11 日岡鑑第 395 号、岡生企第 497 号、岡刑企第 263 号、岡交企第 391 号、岡公第 165 号例規)の定めるところによるものとする。

7 親告罪等に関する措置

(1) 親告罪である少年の犯罪について、告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止のため必要があると認められるときは、犯罪少年事件として所要の捜査を完遂した上で、関係機関に送致するものし、特定少年の被疑者についても同様とする。

(2) (1)の場合において、みだりに被害者等呼び出すなど、被害者等の心情に反する措置を執ることを避けるとともに、当該少年に係る事件を送致する場合には、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡することに留意するものとする。

(3) 少年が親族であるため刑が免除される罪又は請求を待つて論ずる罪を犯した場合についても、(1)及び(2)の規定の例によるものとする。

8 所持物件の措置

犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと思われる物件を当該少年が所持しているときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないよう注意、助言等をするものとする。この場合において、受領書(様式第2号の2)を徴するなど、当該物件の措置のてん末を明らかにする措置をとるものとする。

9 余罪の捜査

- (1) 少年の被疑者に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立ち直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するよう配慮するものとする。
- (2) 余罪の捜査は、迅速かつ的確に行わなければならない。

10 簡易送致の取扱い

簡易送致の手続をする犯罪少年事件(以下「簡易送致事件」という。)は、少年事件の簡易送致について(通達)(平成17年8月25日岡少第227号、岡刑企第1152号例規)の定めるところにより取り扱うほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 少年事件処理の簡易化及び迅速化を図ることが簡易送致の趣旨であることを認識し、画一的な処理等を行うことなく、捜査上の事故、紛議等の防止に配慮すること。
- (2) 少年に所持させることが適当でない物件が証拠品としてある場合は、簡易送致事件として取り扱わず、通常送致の手続によること。
- (3) 少年の遵法精神の低下を招くことのないように規範意識の醸成等に十分に留意した取扱いを行うこと。

第6 触法調査

1 触法調査の基本

- (1) 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない(活動規則第15条第1項)。
- (2) 少年の適正な処遇を図るためには、個々の触法調査において、低年齢少年の特性に配慮しつつ、搜索、差押え等の調査権限を適正に行使し、非行事実の解明等を的確に行わなければならない。
- (3) 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性(少年の健全育成の関係では、少年が非行から立ち直る可能性をいう。)に富むこと、迎合する傾向にある(少年は、質問の担当者の威圧感に萎縮し、反論することが困難であると感じた場合等に、自分の認識等を曲げて担当者の意図に沿うような回答をしやすいことをいう。)こと等の特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れな

いようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない(活動規則第 15 条第 2 項)。

なお、低年齢少年は、被誘導性(例えば、質問者が自分の求めている回答をするように仕向けた質問をした場合に、回答者が自らの認識等を曲げ、質問者の誘導に沿った回答をするという特性を意味する。)及び被暗示性(例えば、質問者が回答をほめかすような質問をした場合に、回答者が自らの認識等を曲げ、質問者の暗示に沿った回答をするという特性を意味する。)が特に強いこと等の特性を有することから、調査に従事する者は、これらの特性についての深い理解をもって当たらなければならない。

2 調査すべき事項

- (1) 触法調査においては、事件の事実、原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、家庭の状況、交友関係、少年の非行の防止や立直りに協力することができるボランティアの有無等について詳細に調査するものとする(活動規則第 16 条)。
- (2) 触法調査においては、(1)に掲げる事項の調査を進めて事案の真相を明らかにするように努めるものとし、家庭裁判所、児童相談所等の関係機関との連携のほか、当該少年、保護者等又は関係者のプライバシーに配慮しつつ進めるものとする。

3 調査指揮

- (1) 触法調査の指揮については、規範第 16 条から第 19 条(事件指揮簿に関する部分を除く。)までの規定を準用する(活動規則第 17 条第 1 項)。
- (2) 触法少年事件については、少年事件処理簿を作成し、触法調査の指揮及び事件の送致等その他の事件の処理の経過を明らかにしておかなければならない(活動規則第 17 条第 2 項)。

4 調査主任官

- (1) 触法調査に係る調査主任官については、個々の触法調査につき、本部長又は署長が指名するものとする(活動規則第 18 条第 1 項)。

なお、指名に当たっては、調査主任官指名簿(様式第 3 号)に所要事項を記載し、指名者(専決する場合にあっては専決者)において押印した後、指名を受けた者が閲覧することができる状態にしておくものとする。

- (2) 調査主任官は、当該事件の調査の状況を詳細に把握するとともに、低年齢少年の特性に対する深い理解をもって、活動規則第 18 条第 2 項各号に掲げる職務のほか、本部長又は署長から特に命ぜられた職務を行うものとする。
- (3) 本部長又は署長は、調査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、その職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならない(活動規則第 18 条第 3 項)。

(4) 調査主任官が交代する場合は、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない(活動規則第 18 条第 4 項)。

5 付添人の選任

(1) 触法調査に関し、少年法第 6 条の 3 の規定により、少年及び保護者が、いつでも弁護士である付添人を選任できることとされていることから、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者(被害者その他の参考人であるものを除く。以下第 6 の 6、7、9、11、13 及び 14 において「触法少年」という。)又はその保護者に対し、付添人制度について分かりやすく説明することのほか、必要に応じて関係機関・団体についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

(2) 触法調査に係る付添人の選任については、付添人を選任することができる者又は付添人から両者が連署した付添人選任届を差し出させるものとする(活動規則第 19 条)。この場合において、選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を確実に引き継がなければならない。

6 呼出し

(1) 基本的な留意事項

触法調査のため、触法少年、保護者等又は参考人を呼び出すに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 電話、呼出状(様式第 4 号)の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、触法少年又は重要な参考人の呼出しについては本部長又は署長に報告して、その指揮を受けなければならない(活動規則第 20 条第 1 項)。

イ 触法少年を呼び出すときは、当該触法少年の保護者等に連絡すること。ただし、連絡することにより、当該触法少年が虐待を受けるおそれが著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいとき等連絡することが当該触法少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない(活動規則第 20 条第 2 項)。

ウ 呼出しに当たっては、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、次に掲げる事項に配慮し、触法少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意しなければならない(活動規則第 20 条第 3 項)。

(ア) 夜間に呼び出すことは、やむを得ない場合を除き、避けること。

(イ) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り、避けること。

(ウ) 触法少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り、避けること。

(エ) 制服を着用した警察官が呼出しに行くなど、当該触法少年が警察から呼び出されたことが周囲の者に容易に分かるようなことは、やむを得ない場合除き、避けること。

(オ) 触法少年を警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭へ出向き、又は警察施設以外の適当な場所に呼び出すことに配慮すること。

(カ) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

エ 触法少年の保護者等を呼び出す場合は、当該保護者等が当該触法少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮すること。

オ 触法少年その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿(様式第5号)に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない(活動規則第20条第5項)。

(2) 触法少年である参考人の呼出上の配慮事項

被害者その他の参考人として触法少年を呼び出す場合においては、(1)に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど、触法少年の心情に配慮するものとする。

7 質問

(1) 基本的な留意事項

触法調査のため質問するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 触法少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意すること。

イ 質問は、やむを得ない場合を除き、触法少年の授業中、就業中又は夜間の遅い時間帯を避けるとともに、面接の時間が長くなりすぎないようにすること。

ウ 質問は、人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、触法少年が落ち着いて話すことができるよう、少年補導室等の適当な場所において行うこと。

エ 質問に当たっては、触法少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じ、ふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。

オ 質問に当たっては、触法少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努めるなど、触法少年の内省を促し、その立直りに資するように努めること。

カ 質問を終えるに当たっては、触法少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて触法少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

(2) 申述の任意性の確保

少年に対する質問は、任意の申述を得ることを目的とするものであり、強制にわたることがあってはならない(少年法第6条の4第2項)。このため、質問に当たっては、触法少年に対し、分からないこと又は知らないことは、分からない旨又は知らない旨を答えてほしいこと、言いたくないことは、言わなくてもいいこと等自己

の意思に反して申述する必要がない旨を当該触法少年の年齢等に応じて分かりやすく伝えること。

この場合において、触法少年に「正直に話をしなくてもよい」という誤った意識を生じさせることがないように配慮するものとする。

(3) 連絡及び立会い

ア 触法少年に質問するに当たっては、原則として当該触法少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該触法少年が保護者等から虐待を受けるおそれが著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいとき等連絡することが当該触法少年の福祉上著しく不相当であると認められるときは、この限りでない(活動規則第 20 条第 2 項)。

イ 触法少年に質問するに当たっては、当該触法少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事件の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、触法少年の保護者その他の当該触法少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。ただし、触法少年の保護又は監護の観点から適切と認められるかどうかについては、個別の事案に即して判断するものとする(活動規則第 20 条第 4 項)。

(4) 触法少年である参考人の質問上の配慮事項

被害者その他の参考人として触法少年に質問するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど、触法少年の心情に配慮するものとする。

8 捜査手続との区別

犯罪の疑いがある事案については、触法少年事件である可能性が高い場合であっても、事案の真相を明らかにするための捜査を尽くすものとする。特に、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年によるものと認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

9 強制の措置等

(1) 触法調査に係る搜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状(以下「搜索等対物強制令状」という。)については、公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員たる警察官がこれを請求するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない(活動規則第 21 条第 1 項)。

(2) 搜索等対物強制令状を請求するに当たっては、順を経て本部長又は署長に報告し、その指揮を受けること。ただし、急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合には、請求後速やかに、その旨を報告するものとする(活動規則第 21 条第 2 項)。

(3) 触法調査においては、できる限り、強制の措置を避けるものとし、強制の措置を決定する場合には、触法少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該触法少

年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重を期し、触法少年の心情を傷つけることのないよう配慮するものとする。

- (4) 搜索等対物強制令状を請求したときは、令状請求簿(様式第6号)を作成し、請求の手續、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない(活動規則第21条第3項)。

10 強制捜査の後に触法少年事件であることが判明したときの措置

- (1) 逮捕した少年の行為が14歳未満のときのものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。この場合において、逮捕手續書及び弁解録取書を作成し、逮捕手續の過程を明確にするとともに、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。
- (2) 触法少年を緊急逮捕した場合は、釈放した後であっても、規範第120条第3項の規定により逮捕状を請求し、当該逮捕手續書に既に釈放した旨を記載するものとする。
- (3) 捜査としての搜索等により証拠物を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合は、直ちに証拠品の還付手續を開始しなければならない。ただし、還付手續中又は還付した物件を引き続き必要とする場合は、第6の14に規定するところにより措置するものとする。
- (4) 被疑者の年齢が判明しなかったため、既にその事件について逮捕状若しくは鑑定留置状又は捜査のための搜索等対物強制令状の発付を得ている場合、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。この場合において、触法調査のための搜索等対物強制令状の発付を得る必要があるときは、改めて当該令状を請求するものとする。

11 触法少年事件に関する書類の作成

- (1) 触法少年の家族関係や行状等に関する調査をしたときは、身上関係調査書(様式第7号)を作成するものとする。
- (2) 触法少年事件について、送致先又は通告先の機関における適正な処遇に資し、又は調査の適正を期するため必要があると認められる場合は、申述書(様式第9号)を作成するものとする。
- (3) 申述書の作成に当たっては、当該触法少年の署名及び押印又は指印(以下「署名押印等」という。)を求めるものとする。この場合において、保護者等が事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認したときは、当該保護者等にも署名押印等を求めるものとする。
- (4) 触法少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該触法少年については他の被疑者に関する捜査上の参考人として参考人供述調書(司法警察職員捜査書類基本書式例様式第9号の供述調書をいう。)を作成するものとする。

(5) 触法調査のために作成する関係書類の様式については、この要綱の定めるもののほか、触法少年又はぐ犯少年に係る事件の調査に関する書類の様式について(通達)(平成19年11月30日岡少第377号、岡刑企第454号例規)その他別に定めるところによるものとする。

(6) 触法少年の申述書その他の関係書類を作成するに当たっては、当該触法少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えること。

12 触法少年事件の送致又は通告

(1) 触法調査の結果、触法少年事件の送致等をする場合については、活動規則第22条、第23条及び第24条に規定するところにより手続を行うものとする。この場合において、児童相談所及び家庭裁判所との連携を密にしなければならない。

(2) 触法少年事件について、児童相談所に送致するときは、触法少年事件送致書(様式第10号)を作成し、これに身上調査表(様式第11号)その他の関係書類を添付して送付するものとする。

(3) 触法少年事件について、児童相談所に通告するときは、児童通告書(様式第12号)を作成し、これに関係書類を添付して送付するとともに、当該調査の概要及び結果を調査概要結果通知書(様式第13号)により児童相談所に通知しなければならない(警察職員の職務等に関する規則第3条)。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、第9の3に定めるところと同様に、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書(様式第13号の2)を事後に送付することとしても差し支えない。

13 一時保護

児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて触法少年を一時保護する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、留置室を使用しないこと。

(2) 一時保護した部屋に鍵をかける場合は、触法少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。

(3) 触法少年が負傷し、自殺し、又は保護から逃れることがないように注意するとともに、触法少年が火災その他の自己又は他人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。

(4) 一時保護した旨を速やかにその保護者等に連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りではない。

14 所持物件の措置

(1) 触法少年事件の証拠物並びに少年法第 24 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれかに該当する物件については、同法第 6 条の 5 第 2 項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置するものとする。

なお、触法少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該触法少年が所持する物件を他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。

(2) 触法少年の非行の防止のため所持させておくことが適当でない認められる物件を当該触法少年が所持しているときは、第 5 の 8 に定めるところにより措置するものとする。

15 還付公告等

(1) 所有者その他の権利者等還付を受けるべき者の所在が分からないため、又はその他の事由によって、その物を還付することができない場合における押収物の還付に関する公告及び交付若しくは複写を受けるべき者の所在が分からないため、又はその他の事由によって、その物を交付若しくは複写することができない場合における記録媒体の交付若しくは当該記録媒体に記録された電磁的記録の複写に関する公告は、警察職員の職務等に関する規則第 2 条の規定により行うものとする。

(2) (1)の公告は、押収物の還付に関する公告(様式第 14 号)又は電磁的記録の交付又は複写に関する公告(様式第 14 号の 2)により行うものとする。

(3) 公告をしたときから 6 か月以内に還付の請求がないときは、その物は、県に帰属する。この場合において、岡山県財務規則(昭和 61 年岡山県規則第 8 号)その他関係規程の定めるところにより手続を行うものとする。

(4) 本部長又は署長は、(3)に規定する期間内においても、価値のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、これを公売してその代価を保管することができる。この場合において、規範第 113 条第 1 項に定める事項に留意するものとする。

16 指導教養

(1) 本部長又は署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行い、当該者の調査能力の向上に努めるものとする(活動規則第 25 条)。

(2) 本部長又は署長は、指導教養の充実強化を図るため、当該指導教養を実施する警察官等の専門性の向上、教養資料の整備及び活用、学識経験者等による講義の実施等に努めるものとする。

17 準用規定

触法調査の方法及び調査に当たっての留意事項には、刑事事件の捜査と共通する部分も存することから、活動規則第 3 章第 2 節に規定するもののほか、その性質に反しない限り、規範第 12 章の例によるものとする(活動規則第 26 条)。また、規範第 202 条の規定の趣旨に鑑み、触法調査についても、その性質に反しない限り、規範第 12 章

のみならず、取調べの心構え、関係者及び被害者等に対する配慮に係る規定も例とすることが適当である。

第7 ぐ犯調査

1 ぐ犯調査の基本

- (1) 犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者(被害者その他の参考人であるものを除く。以下第7の5から11までにおいて「ぐ犯少年」という。)を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない(活動規則第27条第1項)。
- (2) ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないよう努めなければならない(活動規則第27条第2項)。

2 調査すべき事項

- (1) ぐ犯調査においては、事件の事実、原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭、学校又は職場の状況、交友関係、住居地の環境、少年の非行の防止や立直りに協力することができるボランティアの有無等について調査するものとする(活動規則第29条)。
- (2) ぐ犯調査においては、(1)に掲げる事項の調査を進めて事案の真相を明らかにするように努めるものとし、家庭裁判所、児童相談所等の関係機関との連携のほか、当該少年、保護者又は関係者のプライバシーに配慮しつつ進めるものとする。

3 調査指揮

- (1) ぐ犯調査の指揮については、第6の3の規定に準じるものとする。
- (2) ぐ犯少年事件については、少年事件処理簿を作成し、ぐ犯調査の指揮及び事件の送致等その他の事件の処理の経過を明らかにしておかなければならない。

4 調査主任官

- (1) ぐ犯調査に係る調査主任官については、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整、その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々のぐ犯調査につき、本部長又は署長が指名するものとする(活動規則第30条第1項)。
- (2) 指名に当たっては第6の4(3)に定めるもののほか、調査主任官指名簿(様式第15号)に所要事項を記載し、指名者(専決する場合にあっては専決者)において押印した後、指名を受けた者が閲覧することができる状態にしておくものとする。
- (3) 調査主任官は、事件の調査の状況を詳細に把握するとともに、少年の特性に対する深い理解をもって職務に当たるものとする。

- (4) 調査主任官が交代する場合には、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない(活動規則第30条第2項)。

5 呼出し

(1) 基本的な留意事項

ぐ犯調査のため、ぐ犯少年、保護者等又は参考人を呼び出すに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 電話、呼出状(様式第4号)の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、ぐ犯少年又は重要な参考人の呼出しについては本部長又は署長に報告して、その指揮を受けなければならない(活動規則第31条第1項)。

イ ぐ犯少年を呼び出すときは、原則として当該ぐ犯少年の保護者等に連絡すること。ただし、連絡することにより、ぐ犯少年が虐待を受けるおそれが著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいとき等連絡することが当該ぐ犯少年の福祉上著しく不相当であると認められるときは、この限りでない(活動規則第31条第2項)。

ウ 呼出しは、第6の6(1)ウ及びエに定めるところと同様に行うものとする。

エ ぐ犯少年、保護者等その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿(様式第5号)に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておくこと(活動規則第31条第3項)。

(2) ぐ犯少年である参考人の呼出上の配意事項

被害者その他の参考人としてぐ犯少年を呼び出す場合においては、(1)に掲げる事項に配意するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど、少年の心情に配意するものとする。

6 質問

(1) 連絡

ぐ犯少年に質問するに当たっては、原則として当該ぐ犯少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該ぐ犯少年が保護者等から虐待を受けるおそれが著しいとき等連絡することが当該ぐ犯少年の福祉上著しく不相当であると認められるときは、この限りでない(活動規則第31条第2項)。

(2) ぐ犯調査に係る質問については、第5の4に定めるところに準ずるものとし、低年齢少年に係るぐ犯少年事件の調査のための質問については活動規則第32条第2項及び第3項に定めるもののほか、第6の7に定めるところに準ずるものとする。

7 ぐ犯少年事件に関する書類の作成

(1) ぐ犯少年事件について、送致先又は通告先の機関における適正な処遇に資し、又は調査の適正を期するため必要があると認められる場合は、申述書を第 6 の 11(3)及び(5)の規定に準じて作成するものとする。

(2) ぐ犯少年の申述書その他の関係書類を作成するに当たっては、当該ぐ犯少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えること。

8 ぐ犯少年事件の送致又は通告

(1) ぐ犯調査の過程においてぐ犯少年が要保護児童であると認められたときは、児童通告書により通告するものとする。急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、第 9 の 3 に定めるところと同様に、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書を事後に送付することとしても差し支えない。

(2) ぐ犯調査の結果、ぐ犯少年事件の送致等をする場合は、活動規則第 33 条の規定により処理するものとし、同条第 1 項第 1 号の規定による送致をするときはぐ犯少年事件送致書(様式第 19 号)を添付するものとする。

なお、送致等に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にするものとする。

9 ぐ犯少年についての緊急措置

(1) 家庭裁判所の審判に付すべきであると認められるぐ犯少年が緊急に保護しなければならない状態にあって、その補導上必要があると認められる場合においては、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

(2) ぐ犯少年に対して少年法第 13 条第 2 項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとする。

10 一時保護

児童福祉法第 33 条の規定により、児童相談所長の委託を受けてぐ犯少年を一時保護する場合は、第 6 の 13 に掲げる事項に留意するものとする。

11 所持物件の措置

ぐ犯少年が少年法第 24 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、当該物件の提出を受けた上で預り書(様式第 16 号)を作成し、若しくは当該ぐ犯少年以外の者が所持しているときは、任意差出書(様式第 17 号)を作成させて、その経過を明らかにするとともに、被害者その他権利者に物件を返還する場合は、受領書(様式第 2 号の 2)を徴するものとする。また、非行の防止上、所持させておくことが適当でないと認められる物件をぐ犯少年が所持していることを発見したときは、第 5 の 8 に定めるところにより措置するものとする。

12 指導教養

- (1) 本部長又は署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、少年の心理その他の職務執行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行い、当該者の調査能力の向上に努めるものとする(活動規則第 34 条)。
- (2) 本部長又は署長は、指導教養の充実強化を図るため、当該指導教養を実施する警察官等の専門性の向上、教養資料の整備・活用、学識経験者等による講義の実施等に努めるものとする。

第 8 不良行為少年の補導

1 措置

不良行為少年を発見した場合において、保護者又は関係者への連絡を行う(活動規則第 14 条第 1 項)ことが必要であると認めるときは、少年補導票を作成した上で行うものとし、その運用等については、不良行為少年の補導について(通達)(平成 20 年 12 月 19 日岡少第 341 号例規)の定めるところによるものとする。

2 継続補導

不良行為少年について、必要と認められる場合は、保護者等の同意を得た上で、継続補導を実施するものとする。ただし、特定少年の不良行為少年に対して継続補導を実施する場合には、本人の同意を得るものとする(活動規則第 14 条第 2 項において準用する活動規則第 8 条第 2 項から第 5 項まで)。この場合において、第 3 の 3 に規定する事項に留意するほか、少年に対する言葉遣い等に配慮するものとする。

3 呼出し及び面接

不良行為少年を警察施設に呼び出す場合及び警察施設等において不良行為少年と面接する場合は、それぞれ第 7 の 5 及び 6 に規定する事項に留意するものとする。

第 9 少年の保護のための活動

1 被害少年に対する活動

- (1) 被害少年については、人格形成期にある少年が犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた場合、その心身に与える影響が大きいことから、当該少年に対して、現場における助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導等必要な支援を実施するものとする(活動規則第 36 条第 1 項)。この場合において、必要に応じて被害者支援部門との連携に配慮するものとする。
- (2) 被害少年に対する支援の実施に当たっては、特に必要があると認められるときは、被害少年のプライバシーに配慮するため保護者等の同意を得た上で、カウンセリング、関係者への助言その他の継続的な支援を実施するものとする(活動規則第 36 条第 2 項)。この場合において、臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

- (3) 継続的な支援については、個別の事案によって必要があるときは、少年のプライバシーに配慮するため保護者の同意を得て、学校関係者、地域のボランティアその他の適当な者と協力して行うものとする(活動規則第 36 条第 3 項)。
- (4) 特定少年である被害少年に対して継続的な支援を実施する場合には、本人の同意を得るものとする(活動規則第 36 条第 4 項)。
- (5) 少年が被害者である事件について、報道機関に情報提供を行う場合は、当該被害少年のプライバシーの保護に十分に配慮するものとする。

2 少年の福祉を害する犯罪に係る活動

(1) 少年の福祉を害する犯罪の取締り

- ア 少年の福祉を害する犯罪(以下「福祉犯事件」という。)を認知した場合は、時機を失することなく、捜査を行うものとする。
- イ 本部長又は署長は、少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査する福祉犯事件については、少年警察部門に属する警察官による捜査・調査と密接な関係がある場合等においては、必要に応じ、少年警察部門に属する警察官に捜査させるよう配慮するものとする。

(2) 福祉犯事件の被害少年の保護等

福祉犯事件の被害少年については、身体的かつ精神的な打撃が大きく、心身に傷を受けたことが非行の原因となる場合もあることから、当該福祉犯事件に係る捜査、被害少年に対する支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため保護者その他の関係者に配慮を求め、又は関係行政機関への連絡、関係する業界団体に対する再発防止のための自主的な取組みの働き掛け、地域住民に対する情報発信等同種の犯罪の発生を防止するため必要な措置を執るものとする(活動規則第 37 条)。

3 要保護少年に係る活動

(1) 児童相談所への通告

- ア 18 歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする(活動規則第 38 条第 2 項)。
- イ 口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童福祉法第 25 条第 1 項の規定による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。
- ウ 通告を行わない要保護少年についても、その保護者に対する注意、助言、学校への連絡その他の必要な措置を執るものとする(活動規則第 38 条第 1 項)。

(2) 一時保護

児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けて要保護少年を一時保護する場合においても、第 6 の 13 に掲げる事項に留意すること。

(3) 少年事案処理簿の作成

児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年事案処理簿(様式第 20 号)に事案の処理の状況を記載するものとする。

4 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

(1) 児童相談所への通告等

ア 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする(活動規則第 39 条第 2 項)。

イ 児童虐待を受けたと思われる児童に係る口頭による通告並びに児童通告書及び児童通告通知書の送付の要領については、第 9 の 3(1)の例によるものとする。

ウ 児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

(2) 一時保護

児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けて児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合においても、第 6 の 13 に掲げる事項に留意すること。

(3) 関係機関との連携

ア 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律第 10 条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする(活動規則第 39 条第 3 項)。

イ 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童等の心情や特性に配慮した聴取、被害児童に対するカウンセリング等の支援、生活安全部人身安全対策課への情報の集約と組織としての的確な対応を執るものとする。

ウ 再発を防止するために保護者に対する助言、学校への連絡等必要な措置を執るものとする(活動規則第 39 条第 1 項)。

(4) 少年事案処理簿の作成

児童虐待を受けたと思われる児童については、第9の3(3)と同様に、少年事案処理簿を作成するものとする。

第10 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
少年事件処理簿	作成した所属	3年
少年カード	作成し、又は受理した警察署	本人が死亡し、又は20歳に達するまで
少年カードの写し	作成した警察署	本人が死亡し、又は20歳に達するまで
受領書	作成した警察署	3年
調査主任官指名簿	作成した所属	3年
呼出簿	作成した所属	1年
令状請求簿	作成した警察署	3年
身上関係調査書	作成し、又は受理した警察署	3年
身上関係調査書の写し	作成した所属	3年
申述書	作成し、又は受理した警察署	3年
申述書の写し	作成した所属	3年
触法少年事件送致書の写し	作成した警察署	3年
児童通告書の写し	作成した所属	3年
調査概要結果通知書の写し	作成した所属	3年
児童通告通知書の写し	作成した所属	3年
押収物の還付に関する公告	作成した所属	3年
電磁的記録交付又は複写に関する公告	作成した所属	3年
預り書	作成した警察署	3年
任意差出書	作成した警察署	3年
ぐ犯少年事件送致書の写し	作成した警察署	3年
少年事案処理簿	作成した所属又は受理した所属	3年

様式第1号

少年事件処理簿

[別紙参照]

様式第2号

少年カード

[別紙参照]

様式第 2 号の 2

受領書

[別紙参照]

様式第 3 号

調査主任官指名簿

[別紙参照]

様式第 4 号

呼出状

[別紙参照]

様式第 5 号

呼出簿

[別紙参照]

様式第 6 号

令状請求簿

[別紙参照]

様式第 7 号

身上関係調査書

[別紙参照]

様式第 8 号 削除

様式第 9 号

申述書

[別紙参照]

様式第 10 号

触法少年事件送致書

[別紙参照]

様式第 11 号

身上調査表

[別紙参照]

様式第 12 号

児童通告書

[別紙参照]

様式第 13 号

調査概要結果通知書

[別紙参照]

様式第 13 号の 2

児童通告通知書

[別紙参照]

様式第 14 号

押収物の還付に関する公告

[別紙参照]

様式第 14 号の 2

電磁的記録の交付又は複写に関する公告

[別紙参照]

様式第 15 号

調査主任官指名簿

[別紙参照]

様式第 16 号

預り書

[別紙参照]

様式第 17 号

任意差出書

[別紙参照]

様式第 18 号 削除

様式第 19 号

〈犯少年事件送致書

[別紙参照]

様式第 20 号

少年事案処理簿

[別紙参照]